

IV編：ケーススタディ

ここでは、ケーススタディとして、県内の施設において色彩検討がなされたものを選定し、それぞれの施設の色彩設計について解説を行う。これは、III編で示した色彩設計の流れに沿って、本マニュアルの記載事項を、実例をひいて分かりやすく示したものである。

取り上げたのは、下記の3施設である。

1. 山形駅西口新都心ビル
2. 健康の森公園（仮称）関連施設
 - I. 健康の森公園（仮称）歩道橋
 - II. 山形県立中央病院

1. 山形駅西口新都心ビル

(1) 施設のあるべき姿・コンセプトについての検討

①立地特性

本施設が立地する山形駅西口駅前地区は、『山形市中心市街地整備構想』において「新都心地区」と位置付けられ、駅東口の既存市街地と連携した生活・文化・情報機能の中心地として再開発が進められている地区である。地区内には、本施設の他に、文化施設や福祉施設、公園、駅前広場等が計画されている。また、当該地区は、県外からの来訪者にとって最初に目にする場所となるため、山形県の第一印象を決定する重要な地区として、県の玄関口にふさわしい整備が求められる。また、地区に隣接して市民の憩いの場である霞城公園があり、市民にとっても利用ポテンシャルの高い地区である。

このような地区内にあって、本施設は山形駅に最も近い場所に配置されるとともに、地区内の主要道路に面している。そのため、本施設は、県民のみならず、県外から訪れる様々な人々の目にふれ、多くの利用が想定される立地特性を有している。

②施設の概要

施設内には「生活関連施設」「情報関連施設」「交流関連施設」「ビジネス関連施設」等、様々な機能をもった施設の入居が計画されている。また、本施設は「新都心地区」形成のスタートを象徴する事業として位置付けられており、地区的センター施設として整備が進められている。そのため、本施設には、地区的中心施設としてふさわしい、格の高さが求められている。



(2) 規模・形態・素材の検討

本施設が立地する地区は、山形県広域都市計画において商業地域の用途指定を受けており、建物の高さなどはこれにより制限される。施設諸元は、これら都市計画上の要請や、施設に求められる機能をふまえ、右表のように決定されている。

■施設諸元

敷地面積	約10,830m ²
建築面積	約9,550m ²
延床面積	約70,200m ²
階 数	地下2階 地上24階 塔屋1階
高 さ	約115m

(3) 色彩設計の方向性・範囲の検討

①施設外観設計（色彩設計）の考え方

本施設は山形駅に隣接し、県内外を問わず多くの人々の目にふれる施設である。そのため、機能と風土に配慮した彫りの深い表情、落ち着いた色合いを持つ飽きのこない外装計画としている。こうした考えに基づく施設外観設計のコンセプトと基本方針は下記の通りである。

コンセプト

山形の歴史と伝統を継承する風格を有すること

基本方針

- ・ゴシック様式を彷彿とさせる縦に伸びやかなデザイン
- ・彫りの深い陰影のある表情の創出
- ・落ち着きと風格が感じられる色彩の選択

②外観の形態と機能との考え方

●縦に伸びたリブと水平に深い
庇による外装面の凹凸

→ ・彫りの深い表情を生み出すというデザイン
上の役割のみならず、東西・南面の日射負荷を効果的に軽減させるという機能上の役割も担っている。

③外装材の選択

●風格を感じさせる素材の選択

→ ・ライムストーンの肌合いを持つプレキャスト・カラーコンクリートを使用し、石造りの風合いを創出する。

④表面保護材の選択

●外壁の汚れと凍害の防止

→ ・外装材の表面に、親水性フッ素樹脂クリア塗装を施し、外装表面の保護を行う。

(4) 配色・色彩選択

以上の検討をふまえ、色彩の選択と配色は下記のように決定している。

●落ち着いた風格の創出

→ ・暖色系のアースカラーを基調とする。
・色相は全体に暖かみのある淡いベージュ系の色に紅花色に少し振れた色を用いる。



■山形駅西口新都心ビル 完成予想図

2. 健康の森公園（仮称）関連施設

健康の森公園（仮称）関連施設の整備計画の概要

①概要

本計画は、「健康」をキーコンセプトとして、健康の森公園（仮称）と、山形市中心部から移転する山形県立中央病院、山形県立保健医療短期大学とを一体的に整備するものである。

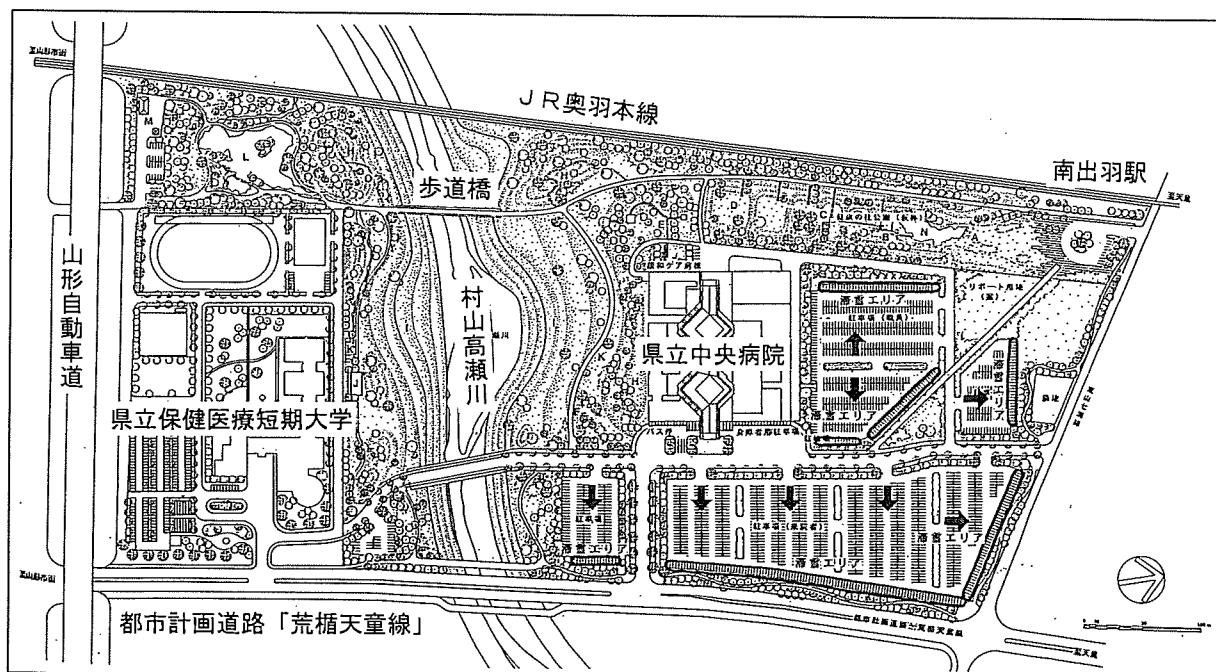
公園内には各施設を有機的に結びつけるように園路が配置され、それに伴い、村山高瀬川を渡河するための歩道橋が計画されている。

②立地特性

計画地は、山形市中心部の北の入り口部に位置する。計画地の東側は、山形市中心部と天童市とを結ぶ幅員32mの都市計画道路「荒楯天童線」に接し、西側はJR奥羽本線に接しており、計画地の北西付近には南出羽駅がある。さらに、計画地の約500m南側には山形自動車道が走り、山形北インターチェンジまではおよそ1kmの距離である。このように計画地は交通至便であり、県内外に関わらず、多くの人々が訪れやすい立地条件を有している。

また、計画地周辺には田園が広がり、内部からは蔵王山系、朝日連峰、月山等が眺められ、さらに敷地内には一級河川である村山高瀬川が流れるなど、豊かな自然環境を有している。

ここでは、公園内に設置される歩道橋と、山形県立中央病院の設計計画についてとりまとめる。



■健康の森公園（仮称）関連施設 整備計画図

I. 健康の森公園（仮称）歩道橋

(1) 施設のあるべき姿・コンセプトについての検討

①健康の森公園（仮称）の概要

健康の森公園は、「誰もがゆったりとくつろぎ、語り、遊び、眺めることができる水と緑の空間」をコンセプトとして、園内には親水性の高い「ふれあい広場」や、野草やハーブの生い茂る「出会いの園」、生態園などのビオトープ空間等が計画されている。

また、当該公園は、村山高瀬川をはさんで立地する県立中央病院病院と、県立保健医療短期大学とを有機的に結びつける役割も担っており、各施設を連携する動線計画をもとに、園路が配置される。さらに、園路の設置に伴い、村山高瀬川には車道橋、および歩道橋の設置が計画されている。

また、健康の森公園の整備の基本方針は以下のように決定されている。

- | | |
|------|--|
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none">・周辺地域に対して開放的な空間づくりを行う・建物を樹木で遮断するのではなく、アースデザインにより建物を引き立てるに留意する・視点場を設置し、見る見られるの関係を築く・病院利用者の利用を中心に据えながら、県立保健医療短期大学や南出羽駅利用者など、多面的な利用者のニーズに配慮する・村山高瀬川の利用に配慮する |
|------|--|

②歩道橋の概要

本施設は、公園内を流れ、親水空間として人々の利用が図られる村山高瀬川に架かる歩道橋である。また、奥羽本線南出羽駅に近い公園北西部の入口から、県立中央病院の西側を通り、山形県立保健医療短期大学に抜ける園路上に計画されており、歩行者にとっての主要動線上にあることから、多くの来訪者に利用され、また眺められる対象となることが想定される。

施設設計にあたっては、公園全体の整備方針、および利用想定をふまえ、以下をコンセプトとして設定している。

コンセプト

公園内にかかる橋であることに配慮した軽快で軽やかな印象の創出

周辺環境に馴染みながらも、景観上のアクセントとなるようなデザイン

周囲を眺望する視点場としての機能を考える

力学的合理性の高い構造形式の採用

(2) 規模・形態・素材の検討

施設設計のコンセプト、および施設に求められる機能を踏まえ、施設諸元は下記に示すように設定している。

- 軽快な印象を創出する →
 - ・上路式の変断面トラス構造とする
- 視点場としての機能を考える →
 - ・高欄には細いスチールを用い、また横材をワイパーとすることによって、透過性を高める。
- 構造的に合理性をもたせる →
 - ・トラス部材にはスチールを用いる
 - ・橋台にはコンクリートを用いる
- 歩行者の利用に配慮する →
 - ・床材を自然素材である木材とすることにより、周辺の自然的な景観に馴染ませるとともに、園路との連続性を高める。

■施設諸元

構 造	2径間連続上路式変断面トラス橋
橋 長	72.985m
支間長	32.800m
下部工	橋台 逆T式橋台 橋脚 壁式橋脚

(3) 色彩設計の方向性・範囲の検討

施設設計のコンセプト、施設諸元を踏まえ、色彩設計の基本方針は下記のように設定している。

- 基本方針
- ・軽快さと軽やかさを感じさせる色彩の選択、配色を行う。
 - ・周囲の緑に馴染みながらも、橋梁としての主張が感じられるような色彩の選択、配色を行う。
 - ・橋梁を構成する各部材の力学的役割の違いを明示するような配色を行う。

(4)配色・色彩選択

色彩設計の基本方針に基き、色彩の選択と配色は下記のように決定している。

- ト拉斯部 → ①樹木の多い周辺環境に対するアクセントとし、また楽しい公園を表現するため黄色を基調とする。
②各部材の力学的役割や大きさの異なりを、色を違えることにより表現することを基本とし、実際には煩雑さを避けて、ト拉斯支点部から中央部へ段階的にグラデーションを付ける。
③ト拉斯のスパン中央部を軽く見せるため、中央部が最も淡くなるように色を決める
- 高欄 → ・白色とすることで、軽快な印象をより高める
- 舗装 → ・自然素材である木材がもつ素材自体の良さを活かす



■健康の森公園歩道橋 完成予想図

II. 山形県立中央病院

(1) 施設のあるべき姿・コンセプトについての検討

本施設は、21世紀に向けた山形県の基幹病院としての機能を十分に発揮できることを基本理念としており、「悪性新生物」「循環器系疾患」「周産期医療」「移植医療」に重点を置きながら、広域センター的病院として、患者やその家族に対して落ち着いた医療環境を提供することを目的としている。こうした病院機能の充足と良好な社会資本としてのあり方を踏まえ、施設整備においては、以下の4点を基本方針としている。

- | | |
|------|--|
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none">・最新医療に対応できる信頼ある病院・将来性と経済性に配慮した建物・快適な環境の創出と、アメニティーの向上・地球環境に優しい病院 |
|------|--|

(2) 規模・形態・素材の検討

整備の基本方針、および施設に求められる機能を踏まえ、施設諸元を下表のように設定している。また、本施設は、診療施設が設けられる低層棟と、病室が配置される高層棟とで構成し、さらに高層棟の最上部には機械室として利用される塔屋が設置される。

■施設諸元

地域地区	都市計画区域、用途地域指定なし、防災地域指定なし
敷地面積	約 105,000 m ²
建築面積	15,644 m ²
延床面積	52,960 m ²
建築規模	地上 9 階、塔屋 2 階
建物高さ	最高高さ G L + 52.6 m
病床数	660 床（救命救急センター 34 床、成人病センター 15 床を含む）

(3) 色彩設計の方向性・範囲の検討

①施設外観設計（色彩設計）のコンセプト

本施設は、その規模から周辺環境に与える影響も非常に大きい。また、山形県の医療行政のシンボルであり、総合医療センターとして県民にとって親しみの持てる施設となることが求められる。そのため、外観設計にあたっては、以下の2つを基本コンセプトとしている。

コンセプト

背景となる周辺の山並みのスカイライン、及び周辺施設との融合を図る

安心感があり、重厚で親しみやすい印象とする

②外観の形態と機能との考え方

●柱と庇がつくり出す
格子状の外観

- ・陰影に富む豊かな表情の創出
- ・日射負荷の軽減

●屋根状の塔屋

- ・重厚な印象の創出
- ・地区の中心的な建物としての存在感の向上

③外装材の選択

●重厚感と落ち着き感の創出

- ・利用者の視点に近い建物低層部の一部には花崗岩張りを施す
- ・その他の部分は、タイル張りとする

(4) 配色・色彩選択

以上の検討を踏まえて、落ち着きが感じられるブラウン系を基調とすることとしている。さらに、機能と形態の異なる低層棟、高層棟、塔屋については、明度の異なる色彩で色分けを行い、外観に占める面積が最も大きい高層棟の色彩を施設全体のベースカラーとして位置付け、その上で低層棟、塔屋の色彩を決定している。

●高層棟

- ・他の部分に比べ最も明度の高い色彩を用いることによって、高く延びる壁面に軽快な印象を生み出す。

●低層棟

- ・ベースカラーとなる高層棟よりも低明度の色彩を用いることによって、落ち着きと安定感が感じられるようにする。

●塔屋

- ・他の部分よりも低明度、低彩度の色彩を用いることによって、施設全体の印象を引き締めるアクセントとする。

(5) 判断

配色、色彩選択の妥当性については、まずパースや模型等を用いて検討を行い、その後にテストピースを用いた現場合わせを行うことで最終的な判断を行っている。



■外観パース

- パースを用いた色彩の確認
施設の全体イメージを把握しながら配色、色彩の検討を行っている。



■模型

- 模型を用いた色彩の確認
外観の形状により表れる陰影や、素材の質感を含めて色彩の検討を行っている。



■現場合わせの様子

- 現場合わせによる色彩の確認
テストピースを用いた現場合わせを行うことで、最終的な配色、色彩選択の判断する。

参考資料

- | | |
|--------------------------------|----|
| 1. 色彩の基本 | 1 |
| 2. 個別施設の色彩選定の目安 | 12 |
| 3. 「色彩デザインマニュアル」
先進事例の調査・研究 | 19 |

参考資料

1. 色彩の基本

1-1 色の表し方

(1) 色の3属性による表し方

色は、一般的に「色相（色合い）」、「明度（明るさ）」、「彩度（鮮やかさ）」の3つの属性により表される。色相、明度、彩度の意味するところは以下のとおりである。

色相 赤、青、緑等の色合いのこと

明度 明るい灰色、暗い赤等のように、色の明るさのこと

彩度 鮮やかな赤、くすんだ赤等のように、色味の強さを示すもの

また色は、色味のない白、黒、灰の無彩色、赤や青等の色味のある有彩色とに大別される。

この色の3属性を用いた色の体系的な表示方法のうち、代表的なものが「マンセル表色系」である。これは、現在「改良マンセル表色系」として、「日本工業規格」に指定されているほか、(財)日本規格協会による「JIS準拠標準色標」にも採用されており、広く利用されている。

マンセル表色系による色の表し方

色相 (Hue)

赤 (R) ・ 黄赤 (Y R) 、 黄 (Y) ・ 黄緑 (Y G) 、 青 (B) ・ 青紫 (B P) 、 紫 (P) ・ 赤紫 (R P) の10色相に区分される。各色相をさらに1から10までに細分し、1 R、2 R、…、10 Rのように表記する。

明度 (Value)

最も暗い色である黒をN 0、最も明るい色である白をN 10とし、11段階に分け、各段階をさらに10段階に区分して表記する。明度は、例えば4.1のように小数1桁までの数値で表す。

彩度 (Chroma)

無彩色をC 0とし、色みの強さを感覚的に等間隔に分割する。色みが強くなるにしたがって数値は大きくなり、明度と同様に小数1桁までの数値で表す。

例えば、マンセル値により以下の色を表記すると、



3 G (色相) 3. 0 (明度) / 4. 5 (彩度)

(→3 ジー3. 0の4. 5と読む)

となる。

(2) トーンと色系統による表し方

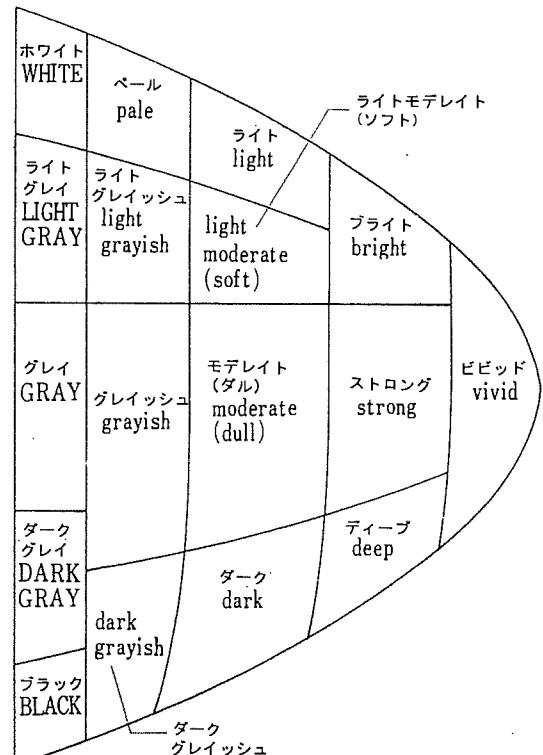
色彩設計では、明度・彩度・色相の3属性を用いて数値的に色彩を表すような分析的な厳密さは必要としないこともある。このような場合に有効な色の表し方に、色の修飾語である「トーン」と基本的な色名である「色系統」とによって表わす方法がある。トーンと色系統の意味するところは以下のとおりである。

トーン 同じ色相でも、濃淡、強弱の調子により、色合いが異なる。トーンはこうした色調のことをいい、薄い・濃い、明るい・暗い、強い・弱い等の色の修飾語で表現する。これらの修飾語は、先に示した、明度、彩度の両者の概念を含んだものとなっている。

日本色研配色体系（略称P C C S）では、トーンを有彩色12種、無彩色5種の17種としている。17種の各トーン名は下表に示す通りである。

尚、WHITEからBLACKの無彩色系のトーンは、色味のない純粹な彩色と、colored white（カラードホワイト）からcolored black（カラードブラック）に向かうやや色味を帯びた色とに、細別して用いる場合もある。

大別	中別	細別
トーンの系	カラーコードのトーン別	トーン記号(コード番号)
TINT	pale	p (7)
	light	lt (4)
	bright	b (2)
PURE	vivid	v (1)
		strong
SHADE	deep	dp (3)
	dark	dk (6)
MODERATE	moderate (dull)	d (5)
		soft やわらかい
GRAYISH	light grayish	ltg (8)
	grayish	g (9)
		dark grayish 暗い灰みの
WHITE	white	W (11)
GRAY	light gray	ltG Y (12)
	medium gray	G Y (13)
	dark gray	dkG Y (14)
BLACK	black	B K (15)



■ トーンの分類

(出典：「調査用カラーコード改訂版」)

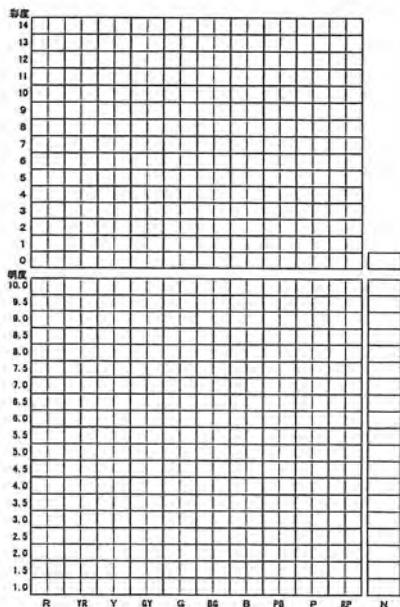
日本色研事業(株)発行/(財)日本色彩研究所編)

■ トーンの細別分類図

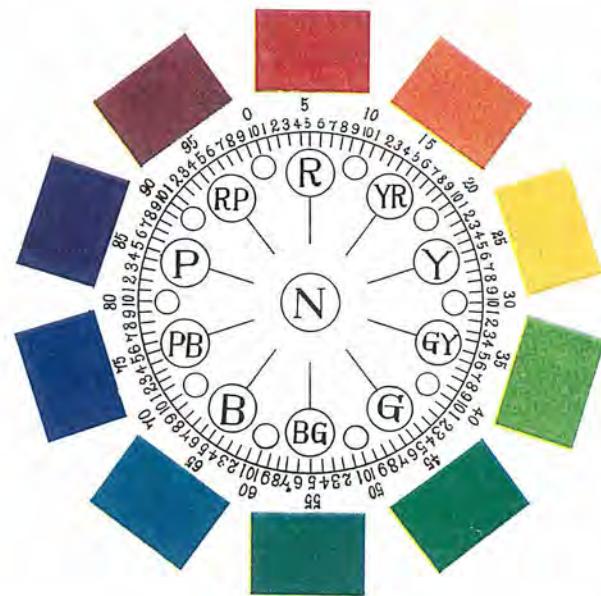
(出典：「調査用カラーコード改訂版」)

日本色研事業(株)発行/(財)日本色彩研究所編)

「マンセル表色系」では、色を体系的に表示するための方法として、色度図、色相環、色立体等を用いる。

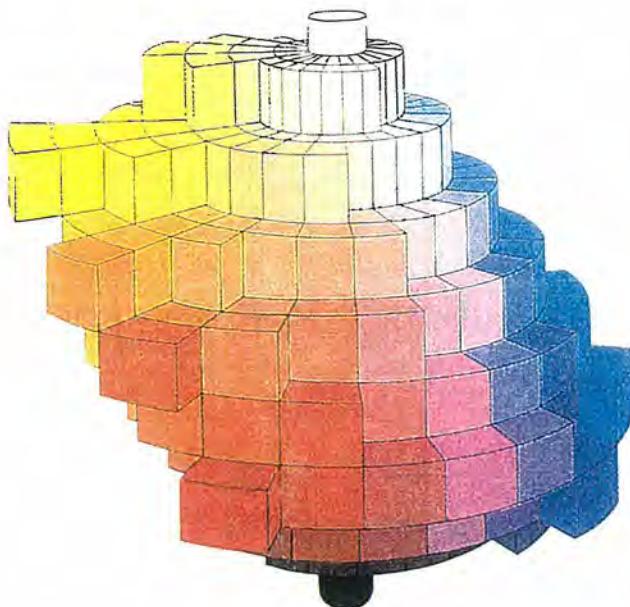


■色度図
色相一明度図と色相一彩度図の2つのグラフから構成され、それぞれにプロットされた2点で一つの色を表す。



■色相環
色相（色合い）がよく似た順番で配列していくと色相の環ができる。

(出典：「景観色彩学」理工図書(株)発行/近藤恒夫著)



■色立体
垂直方向に明度、水平方向に彩度、中心に無彩色軸を取り囲むように三次元空間に色相が配置される。

(出典：「景観用語辞典」彰国社発行
/篠原修編・景観デザイン研究会著)

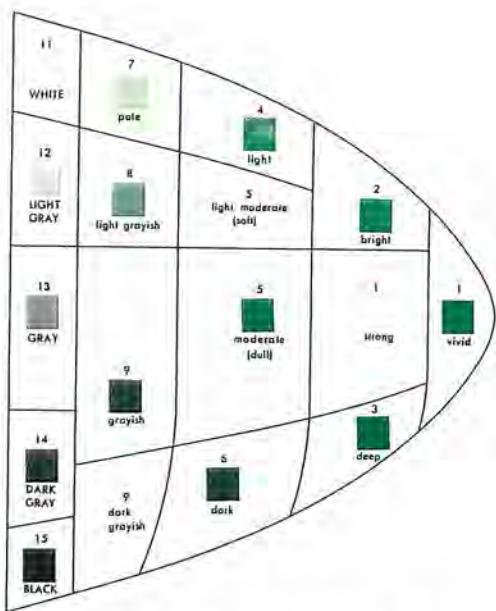
色系統 赤・黄・緑・青等の色合いに対応して色の系統別に色名をつけたものを色系統という。

PCCSでは、前述のマンセル表色系の10色相にピンク、ブラウン、オリーブの3種を加えた有彩色13ブロックと、無彩色を白、グレイ、黒の3ブロックとを合わせて16ブロックの分類としている。各色系統名は以下の通りである。

PINK／ピンク圏, RED／赤圏, ORANGE／オレンジ圏, BROWN／ブラウン圏, YELLOW／黄色圏, OLIVE／オリーブ圏, YELLOW GREEN／黄緑圏, GREEN／緑圏, BLUE GREEN／青緑圏, BLUE／青圏, VIOLET／青紫圏, PURPLE／紫圏, RED PURPLE／赤紫圏, WHITE／白圏, GRAY／グレイ圏, BLACK／黒圏

トーンと色系統による色の表し方

「トーン」と「色系統」により表される色を系統色といふ。例えば、色系統が「GREEN（グリーン）」のトーン分類「bright」の系統色を表記すると、「bright green（ライト グリーン）」となる。



■ G R E E N (緑圏) のトーン分類

(出典：「調査用カラーコード改訂版」 日本色研事業(株)発行
/(財)日本色彩研究所編)

1-2 色の感じ方（色の見え）

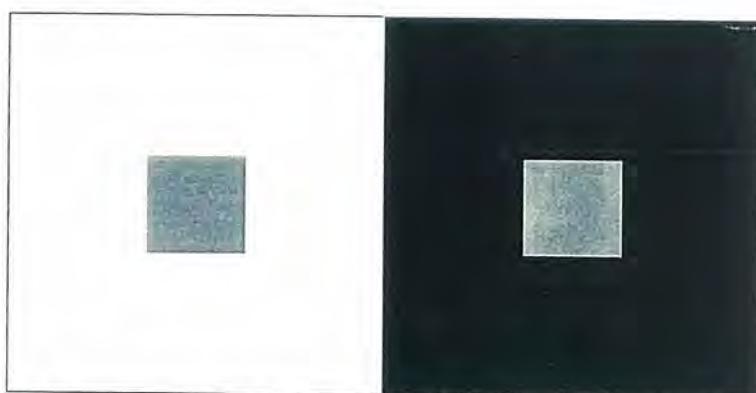
前述したように、色は「3属性（色相、彩度、明度）」の数値によって物理的・客観的に表すことができる。

しかし、人間が色彩を知覚する場合には、数値的には同じ色彩であっても、異なる色彩として認識することがある。

この色の感じ方に大きく影響する要因には、背景の色彩との関係、あるいは色彩面が有する形態や大きさがあげられる。

(1) コントラスト

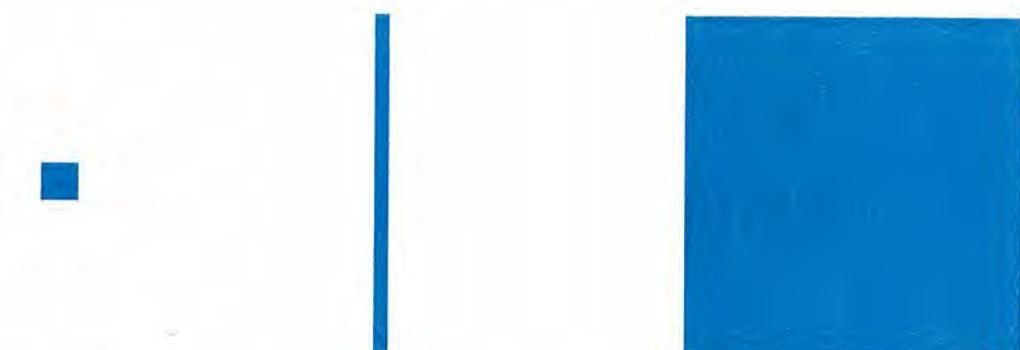
同じ色でも、背景色の違いによって、色の見え方が異なることがある。例えば、下図のように、同じグレーでも、背景が白の場合は暗く見え、黒の場合はより明るく見える。これがコントラストである。



■背景に違いがある場合の色の見え方
(出典：「まちの色をつくる」(株)建築資料研究所発行/吉田慎悟著)

(2) 面積効果

同じ色でも、色が有する形態や面積によって見え方が異なる。これを面積効果という。例えば、下図に示すように色の面積が異なると、同じ色でも見え方が変わってくる。



■面積に違いがある場合の色の見え方

1－3 やさしい色彩調和理論

施設の色彩選定にあたっては、設置が想定される施設と設置される地点の周辺環境との調和や、施設の部位相互の調和に配慮する必要がある。

ここでは、施設の色彩選定にあたって必要となる、調和に関する基本的な知識を整理する。

(1) 色彩調和の型

景観における色彩の分析では、「同系調和」「類似調和」「対比調和」のいずれかを用いることが多い。

また、それぞれの調和の型には、「色相による調和」と「トーンによる調和」がある。

同系調和の型

同一の色相もしくは同一のトーン（彩度・明度）に属する色彩による調和の型。色相かトーンのいずれかが同一であるため、統一感やまとまりが感じられる。

類似調和の型

類似した色相もしくはトーンに属する色彩による調和の型。「同系調和の型」と比べると、色彩の統一感は弱まる。

対比調和の型

全く異なる色相もしくはトーンに属する色彩による調和の型。色相とトーンのいずれかが対比するため、色彩の相違が明確になる。

＜色相による調和＞ 色相が同系、類似、対比の関係にある調和。

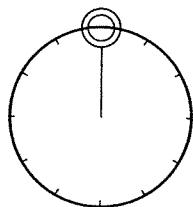
＜トーンによる調和＞ トーンが同系、類似、対比の関係にある調和。

色彩の「同系」「類似」「対比」は、色相とトーンの相違の大小によって区分され、色相の相違は「色相差」、トーンの相違は「トーン差」で表される。

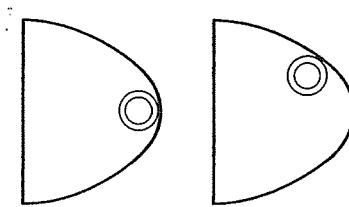
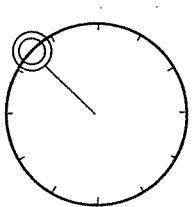
「色相差」と「トーン差」により、「同系」「類似」「対比」は それぞれ以下のように区分される。

	色相差	トーン差
同系	0	同一のトーン
類似	1~3	隣接したトーン
対比	8~12	トーン差 縦、横、斜めの対極に位置するトーン

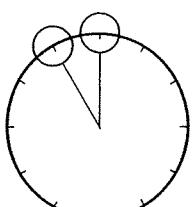
色相関係図、トーン関係図にみる「同系」「類似」「対比」



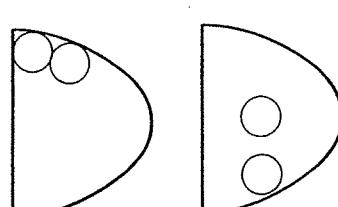
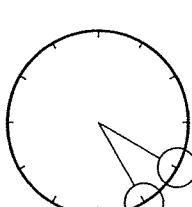
■同系の場合の色相差



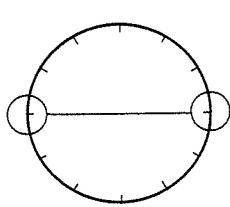
■同系の場合のトーン差



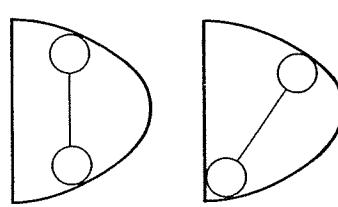
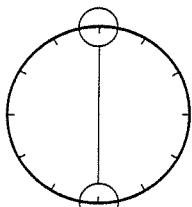
■類似の場合の色相差



■類似の場合のトーン差



■対比の場合の色相差



■対比の場合のトーン差

(出典：「色彩ワンポイント」(財)日本規格協会発行
/(財)日本色彩研究所編)

(2) ベースカラーとアクセントカラー

施設の色彩選定を行う際には、施設の各構成要素ごとに異なる色彩を配色することがある。このとき、施設全体に占める面積が大きい色彩をベースカラー、小さいものをアクセントカラーとして整理することができる。

①ベースカラー（基調色）

施設全体において大きな面積を占め、施設全体のイメージを決める色彩。建築物の外壁や屋根、面的に広がる舗装等がこれにあたる。

②アクセントカラー（強調色）

施設全体において面積の小さな部分やデザインのポイントとして用いる色彩。建築物の窓枠等、点的、線的な構成要素に用いることにより、施設の形態や機能を際立たせたり、印象を強めるために用いる。施設の用途によっては必要ない場合もある。

■建築物の外壁の例



ベースカラー（外壁の大部分）

色系統 Y (イエロー)
トーン pale (ペール) トーン

アクセントカラー（外壁の一部分）

色系統 B (ブルー)
トーン pale (ペール) トーン

同系のトーンに属する色彩を用いる「同系調和」の型で配色している。この場合のアクセントカラーは、建築物の階層を示し、一様な壁面に変化を与えていている。

1-4 色彩調査の方法

周辺への景観的影響力が大きい施設をつくる場合等では、周辺環境との調和に配慮して施設の色彩設計を行うために、その環境がどのような色彩的特徴を有しているかを把握する必要が生じることがある。

ここでは、環境における測色の方法や、具体的な調査手順を示す。

(1) 測色の方法

環境や建築物等の測色の方法は大きく分けて2つある。

① 視感測色法

視感測色法は、色見本と対象物を比較する測色の方法である。

色見本を対象物に接触させて測色するだけでなく、測色地点から離れた遠くの山や森等の色彩と見比べて測色することもできる。

また、色彩が均一でない建物の外壁等が対象となる場合は、対象全体を大まかに単一の色彩として測色することができる。

色見本には一般的に「JIS準拠標準色票（中分類）」が用いられ、測色値は「色相、明度、彩度」で表される。



■ JIS準拠標準色票中分類

(出典：「調査用カラーコード改訂版」日本色研事業(株)発行/(財)日本色彩研究所)

② 機器を用いた測色法

これは、光学系の機器を用いる測色の方法である。

機器を対象物に密着させて測色するため、測色面が平滑でなければ正確な結果を得られない。

また、面が平滑であり、色彩が均一な面であっても、数ヶ所を測定し、平均値を取る必要がある。そのうえで、機器により得られた測色値が正確かどうかを検証するために、視感測色を行う必要がある。

(2)調査の手順

環境色の調査には、前項①「視感測色法」を用いることが多い。以下に、一般的な調査の手順を示す。なお、このような測色は、季節ごとに実施することが必要な場合もある。

①視点の設定

測色の対象となる施設の設置が想定される地点と、その周辺環境が全体的に捉えられるよう、複数の視点を設定する。

②ポラロイド撮影

設定した視点から、施設の設置が想定される地点を画面の中心にしてポラロイド写真を撮影する。

③色面の分割

視対象の色彩分布を把握するために、②で撮影したポラロイド写真画面中の視対象を大まかな色面に分割する。このとき、写真の上に半透明のシート等をかぶせると、色面の区分が見えやすくなる。

④色面毎の測色

分割された色面ごとに、視感測色を行い、写真上に「色相、明度、彩度」の数値と「トーン」を記入する。

⑤風景要素の分類

測色した対象を土木構造物、建築物、水田、山等の景観構成要素に分類する。

特に、山については視点からの距離によって色彩が異なるほか、近景域においては植生や山肌の状態によっても色彩が異なる。これらの構成要素については、さらに色面を細分化して考察を行う。

林についても樹種による色彩の変化に留意する。

⑥色相・明度・彩度の分布、トーン分布の把握

各景観構成要素について、色彩の「色相、明度、彩度」や「トーン」を分析することにより、環境色の傾向や特徴が把握できる。

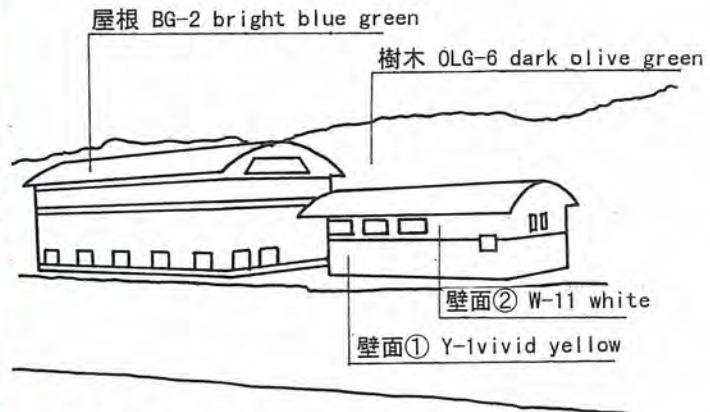
[視感測色法による測色結果の事例]

視感測色法による測色結果は色度図、トーン図により以下のように表示できる。

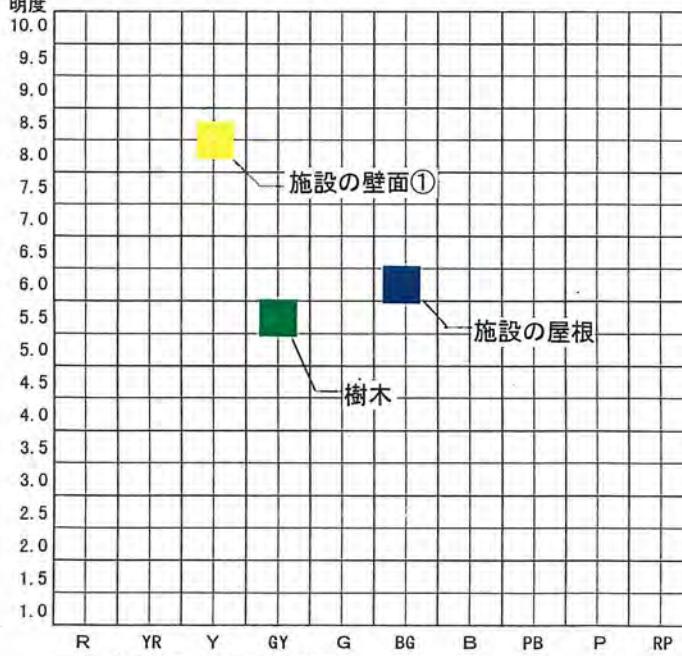
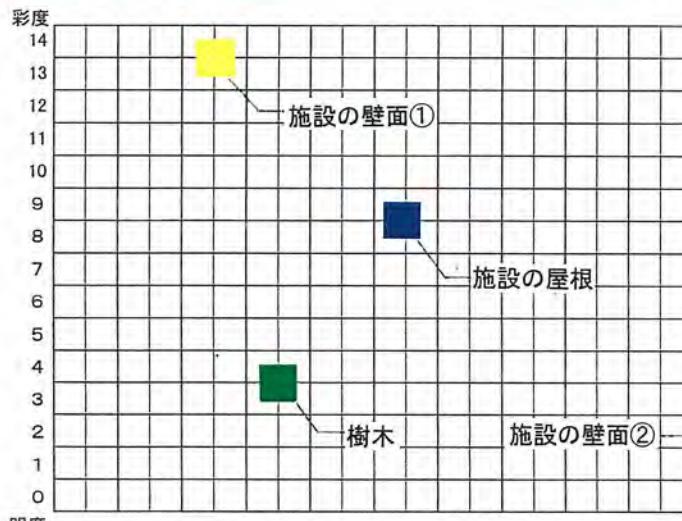
これにより、この施設の色は、色相、トーンのいずれにおいても周辺の樹木の色と類似性が見られず、対比的な関係にあることがわかる。



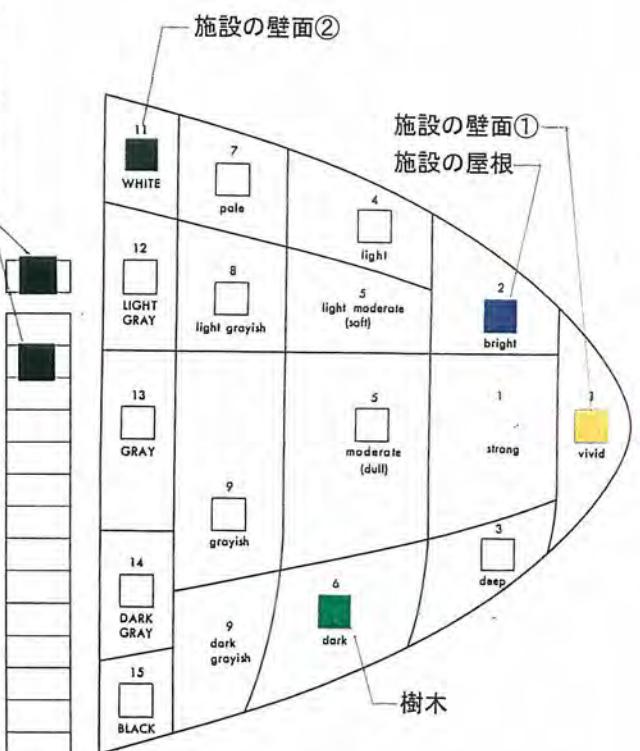
■調査対象施設



■現地での採取色彩



■色度図による表示方法



■トーン図による表示方法

2. 個別施設の色彩選定の目安

III編において、類型毎の色彩設計の考え方、および、個別施設別の色彩設計の留意点を示した。この考え方則ると、ある程度選択可能な色彩の範囲を定めることができる。ここでは、塗装を必要とする施設を対象として、色彩選定の目安となる色系統とトーンを示す。

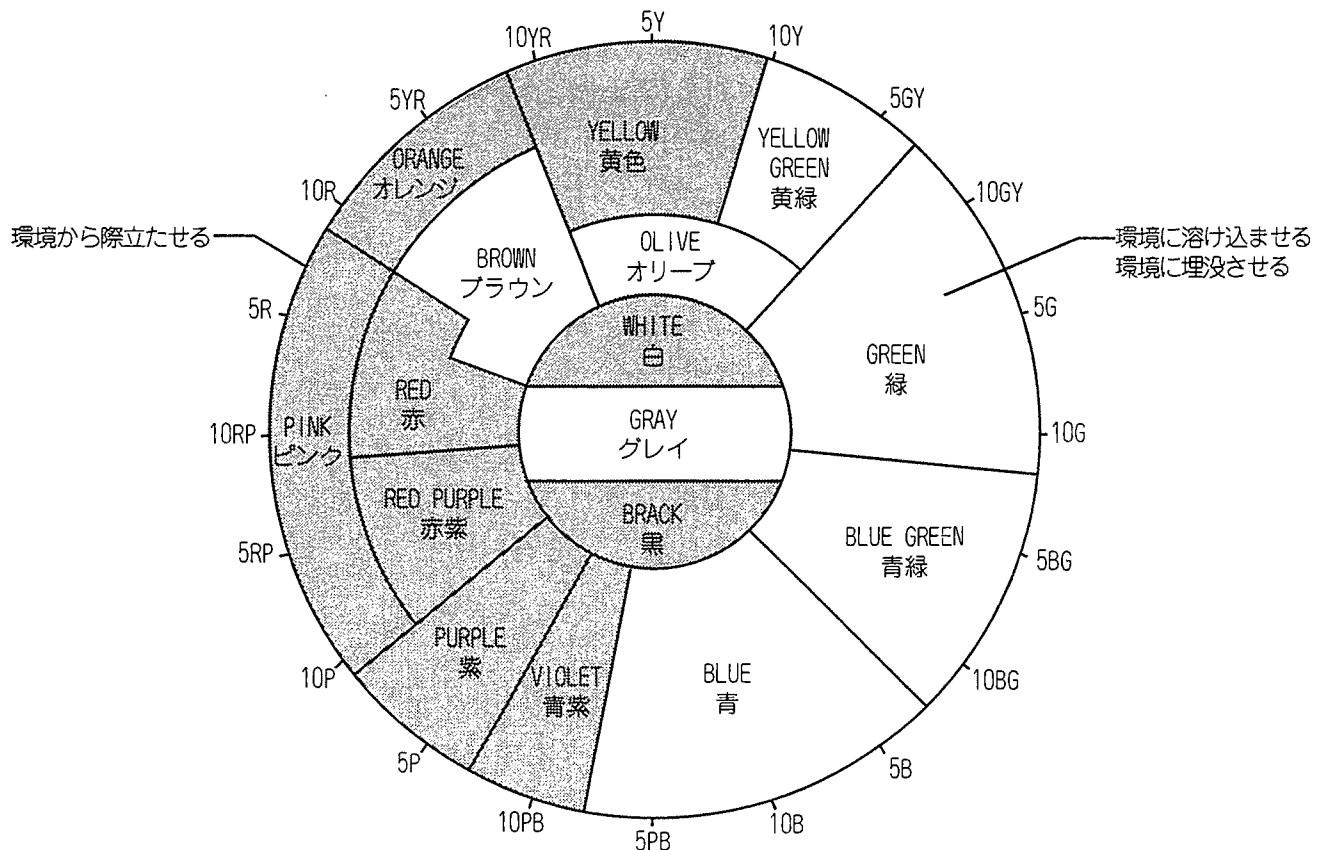
施設の色彩を選定する際には、周辺環境との関係性から考えることが重要であるが、都市や集落等においては、既存の街並みとの関係に配慮しながら施設のあり方を考える必要があり、地域・地区毎に望ましい色彩のあり方が異なってくる。都市や集落等においては、II編の基本原則や、III編の施設毎の色彩設計の考え方に基づいて、施設の色彩を検討することが必要である。したがって、ここでは自然環境や田園環境を周辺環境として想定した色彩の範囲を示す。

なお、ここで示す色彩の範囲は、あくまでも目安であり、基本原則に基づき、場合に応じて色彩を選定し、配色することが必要である。

<色系統について>

樹林や田園等の自然環境を施設が置かれる周辺環境として捉えると、「環境に溶け込ませる」または「環境に埋没させる」範囲は、色相ではY R、Y、G Y、G、B G、B、P B、および、無彩色のグレーとなる。また、同じ色相Y～Y Rでも、オレンジやイエロー等は彩度、明度が周辺環境よりも高くなるため、「環境に溶け込ませる」「環境に埋没させる」範囲からは除外されることとなる。さらに、無彩色にあっても同様に、白および黒は明度において当該範囲から除外される。

これを色系統でとらえると、下図のようになる。



<トーンについて>

自然環境や田園環境を施設が置かれる周辺環境として捉えると、「環境に埋没させる」「環境に溶け込ませる」色彩は、下記の彩度・明度が目安となる。

環境に埋没させる・・・彩度2以下、明度3以下
環境に溶け込ませる・・・彩度6以下、明度6以下

この彩度と明度にあてはまるトーンは下表のようになるが、トーンによっては、色相により「環境に埋没させる」か「環境に溶け込ませる」かが異なるものもある。

周辺環境との関係	該当するトーン
環境から 際立たせる	pale(ペール)、light(ライト)、bright(ブライト)、strong(ストロング)、vivid(ビビッド)、deep(ディープ)、LIGHT GRAY(ライトグレイ)
環境に 溶け込ませる	light grayish (ライトグレイッシュ)、dull (ダル) soft (ソフト) ※色相によって「際立たせる」もしくは「溶け込ませる」に含まれるトーン grayish (グレイッシュ)、GRAY (グレイ)
環境に 埋没させる	dark (ダーク)、grayish (グレイッシュ) ※色相によって「溶け込ませる」もしくは「埋没させる」に含まれるトーン dark grayish (ダークグレイッシュ)、DARK GRAY (ダークグレイ)

<目安となる色彩の表の見方>

次ページ以降に、個別施設の具体的な色彩選定の考え方と、目安となる色彩を示した。表は、「環境に溶け込ませる」「環境に埋没させる」に範囲で、色系統とトーンを示すものとなっており、「○」の欄が目安となる色彩である。また、目安となる色彩から除外される色系統・トーンについては、該当する欄内にその理由を示した。

※除外される色彩の例

○同じ色相でもトーンが異なると色系統の異なる色

- ・色系統ブラウンと同じ色相10R～9YRの中でも、softトーンはオレンジの色系統に含まれる
- ・色系統オリーブと同じ色相9YR～10Yの中でも、softやdull、light grayishトーンは黄色や黄緑の色系統に含まれる

等

○同じトーンでも彩度、明度が高くなる色

類型Ⅲ 標識柱・信号柱・照明柱

＜色彩設計の考え方＞

- 柱状の施設であり、標識や信号等が施設の主役であるため、柱自体が目立つ必然性はなく、また、1本の柱を複数の色に塗り分ける機能的必要性もない。このため、用いる色彩は単色を基本とする。
- 都市部や山間部等の地域性に関係なく、あらゆる場所に設置され、様々な景観のなかに現れる施設である。これらの施設は、機能からみて、柱そのものを環境から浮き立たせる必要性は低い。したがって、施設が設置される場所に応じて、「環境に埋没させる」か「環境に溶け込ませる」かのどちらかを方向性として定めることを基本とする。
- 景観の中での見え方としては、単独で設置される場合には、点的な施設として認識されるが、複数の施設が近接して設置される場合には、ある一定の空間の中で「群」として認識されることが多い。このため、ある一定の空間に複数設置される場合には、一連の施設としてまとまりを持つよう、デザイン基調をそろえ、色彩を統一することを検討する。

＜目安となる色彩＞

- 基本的には柱状の施設であるが、設置目的や周辺環境は多様であり、設置の度ごとに形態や設置位置、色彩について検討することが必要であるため、選択する色彩の範囲も、ある程度広く捉えることができる。したがって、ここでは、「環境に埋没させる」「環境に溶け込ませる」の両方に含まれる色彩を目安として示した。

トーン 色系統	soft	にぶい dull	暗い dark	明るい灰みの light grayish	灰みの grayish	暗い灰みの dark grayish
ブラウン	オレンジに含まれる	○	○	溶け込む範囲より高明度	○	○
オリーブ	黄色または黄緑に含まれる		○	黄色または黄緑に含まれる	○	○
黄緑	溶け込む範囲より高明度	○	オリーブに含まれる	○	オリーブに含まれる	
緑	○	○	○	○	○	○
青緑	溶け込む範囲より高明度	○	○	溶け込む範囲より高明度	○	○
青		○	○		○	○

グレイ	ライトグレイ	溶け込む範囲より高明度
	グレイ	○
	ダークグレイ	○

※グレイには、カラードグレイを含む

類型IV ①車両用防護柵

＜色彩設計の考え方＞

- 柱とビームとが一体的につくられ、連続的に出現することから、複数の色に塗り分ける必然性はないため、施設全体を単色とする。
- 車両用防護柵は、車両の路外逸脱防止等の安全上の機能を担っており、必要に応じてあらゆる場所に設置される。しかし、景観的には阻害要因となることも多いため、透過性の高い形状を選択する等、できる限りその存在を感じさせないような配慮が必要である。
- 車両用防護柵は、できれば設置されない方がよい施設であり、景観の主役とはなり得ない。また、機能上環境から浮き立たせる必要性もない。さらに、連続的に設置され、線的に出現することから、周辺環境よりも高明度の色彩を用いると、必要以上に目立つこととなるため、施設が設置される場所に応じて、「環境に埋没させる」か「環境に溶け込ませる」かのどちらかを方向性として定めることを基本とする。

＜目安となる色彩＞

- 車両用防護柵は、「防護柵の設置基準」において、標準仕様が定まっており、工業製品として同一のものが大量に生産される施設である。また、設置場所は選ばないものの、田園や山間部等自然環境の中に設置される頻度が高い。したがって、ここでは、設置の需要の多い自然環境に「埋没させる」色彩を目安として示す。

トーン 色系統	soft	にぶい dull	暗い dark	明るい灰みの light grayish	灰みの grayish	暗い灰みの dark grayish
ブラウン	オレンジに含まれる	埋没させる範囲より高明度	○	埋没させる範囲より高明度	○	○
オリーブ	黄色または黄緑に含まれる		○	黄色または黄緑に含まれる	○	○
黄緑			オリーブに含まれる		オリーブに含まれる	オリーブに含まれる
緑	埋没させる範囲より高明度	埋没させる範囲より高明度	○	埋没させる範囲より高明度	○	○
青緑			○		○	○
青			○		○	○

グレイ	ライトグレイ	埋没させる範囲より高明度
	グレイ	
	ダークグレイ	

※グレイには、カラードグレイを含む

類型IV ②一般的なフェンス類（横断抑止柵や転落防止柵を含む）

＜色彩設計の考え方＞

- ・フェンス類は、安全性の確保や空間区分といった機能を担っており、必要があれば、あらゆる場所に設置される。しかし、景観的には阻害要因となることも多く、できれば設置しないほうが良い施設であるため、設置する場合には、できる限りその存在を感じさせないような配慮が必要である。
- ・支柱複数の部材を用いるものの、連続的に出現することから、複数の色に塗り分ける必然性はあまりない。したがって、使用する色彩は単色を基本とする。
- ・ただし、公園等の人々の利用が考えられる場所に設置する場合には、場所性や利用の形態等に配慮して部材を選定したり、それに伴って小数の色彩で塗り分けることも考えられる。
- ・使用する色彩については、「環境に埋没させる」か「環境に溶け込ませる」のどちらかを、周辺環境の特徴に基づいて選択する。

＜目安となる色彩＞

- ・形状は①車両用防護柵に類似しているが、その設置目的や周辺環境は多様であり、設置の度ごとに形態や設置位置、色彩について検討することが必要であるため、選択する色彩の範囲も、ある程度広く捉えることができる。したがって、ここでは「環境に埋没させる」「環境に溶け込ませる」の両方に含まれる色彩を、目安として示した。

トーン 色系統	soft	にぶい dull	暗い dark	明るい灰みの light grayish	灰みの grayish	暗い灰みの dark grayish
ブラウン	オレンジに含まれる	○	○	溶け込む範囲より高明度	○	○
オリーブ	黄色または黄緑に含まれる		○	黄色または黄緑に含まれる	○	○
黄緑	溶け込む範囲より高明度	○	オリーブに含まれる	○	オリーブに含まれる	
緑	○	○	○	○	○	○
青緑	溶け込む範囲より高明度	○	○	溶け込む範囲より高明度	○	○
青	○	○	○		○	○

グレイ	ライトグレイ	溶け込む範囲より高明度
	グレイ	○
	ダークグレイ	○

※グレイには、カラードグレイを含む

類型IV ③落石防止柵・ケーブルネット

＜色彩設計の考え方＞

- ・コンクリート擁壁の上部に支柱とネットとが設置される形態となっており、コンクリート擁壁も含めた施設全体として一体的に設計されることが望ましい。
- ・支柱とネット等により構成されるが、施設全体としては帯状の施設として連続的に見られることから、複数の色を用いる必然性は少ないため、単色を基本とする。
- ・設置される環境を考慮すると、「環境に埋没させる」ことを基本とし、自然環境に合うような色使いが望ましい。

＜目安となる色彩＞

- ・設置場所が自然環境に限定され、その機能上目立つ必要がないことから、用いる色彩についても狭い範囲に限定することができる。したがって、ここでは、自然環境に存在する色系統で、埋没するトーンの色彩を目安として示す。

トーン 色系統	soft	にぶい dull	暗い dark	明るい灰みの light grayish	灰みの grayish	暗い灰みの dark grayish
ブラウン	オレンジに含まれる	埋没する範囲より高明度	埋没する範囲より高彩度	埋没する範囲より高明度	○	
オリーブ	黄色または黄緑に含まれる			黄色または黄緑に含まれる	○	○
黄緑			オリーブに含まれる		オリーブに含まれる	
緑				埋没する範囲より高明度	自然環境に埋没する範囲より高明度	○
青緑						○
青					○	○

グレイ	ライトグレイ	埋没する範囲より高明度
	グレイ	
	ダークグレイ	○

※グレイには、カラードグレイを含む

類型IV ④雪払い柵

＜色彩設計の考え方＞

- ・田園の中の道路沿いに設置され、連続的に出現する施設である。
- ・複数の部材によって構成されるが、一体的な形態としてはじめて機能発揮するため、複数の色を用いる必然性はないため、単色を基本とする。
- ・施設が機能を発揮する冬季の景観と、それ以外の期間の田園環境の姿との両方を考慮に入れて色彩を選定する必要がある。そのため、「環境に溶け込ませる」ことを基本とする。雪景色と合う色彩としては無彩色系（グレー系）、田園環境に溶け込ませる色彩としては周辺の田園や樹林等の色彩よりも低明度の色彩があげられる。
- ・設置頻度が高く、設置の度に現地調査を行うことは現実的でない。また、大量生産される工業製品であるため、色彩の規格化（県仕様）も可能である。その場合には、収納式等の形態とともに検討されることが望ましい。

＜目安となる色彩＞

- ・施設が機能を発揮するのが環境色が無彩色に近くなる冬季であること、また、夏季には田園環境に配慮する必要があることから、無彩色圏の中でも「環境に埋没する」範囲を、目安として示した。

グレイ	ライトグレイ	○
	グレイ	○
	ダークグレイ	冬季の環境に溶け込ませるには低明度

※グレイには、カラードグレイを含む

3. 「色彩デザインマニュアル」先進事例の調査・研究

3-1 公共施設の色彩設計の歴史

鋼製橋等に限られてきた公共施設の色彩設計

わが国の公共施設における色彩設計は、景勝地における鋼製橋の橋桁の塗装色選定の場合などのごく限られた対象について行われてきたにすぎなかつたが、昭和60年代以降には、景観に対する国民意識の向上もあり、国の地区計画制度や各種のモデル事業を活用した面整備事業等では、街区や街路などのデザインの一環として施設の色彩設計も行われるようになってきた。しかし、それをトータルデザインとしてまとめあげができるのは、未だ一部の優秀なデザイナーに限られている状況にある。

景観行政における色彩設計への取組み

一方、地方行政の行政施策の一環として、色彩の重要性が取り上げられるようになってきたのは、景観行政の定着によるところが大きい。都道府県で最初に県全域を対象とした景観条例を制定したのは、1987年の熊本県である。当時は、全国でリゾート開発が盛んに押し進められており、同年には通称リゾート法が制定され、国策としてリゾート開発が進められようとした時期である。地域振興策としてリゾート開発を推進する一方で、乱開発を防ぎ、地域の景観を守りたいとする動きが各地の景観条例制定に結びついている。熊本県では、リゾート法で承認された南阿蘇や天草等の重点整備地域が条例に基づく景観形成地域として指定され、また福島県の「リゾート地域景観形成条例」等、条例自体の適用をリゾート地域に限定したものも策定されている。

これらの条例の多くは、民間事業者に対する指導助言の根拠となる景観形成基準等と公共事業景観形成指針などを有している。しかし、これらの基準や指針は、施設の高さや規模などのわかりやすい指標については実効性を有していたものの、形の良さや色については抽象的な表現に留まっているものが多かつた。このような背景から、生まれてきたのが、「色彩ガイドブック」「色彩ガイドライン」等（以下色彩マニュアルと表記）である。景観条例制定の先進県である熊本県でも、条例制定から約10年後に色彩マニュアルが策定されており、近年も策定する県が増えつつある。しかし、本来肝心な形をどうするのか、そしてその中で色彩はどうあるべきかについて示した具体的なマニュアルは、ほとんどないのが実情である。

景観行政の一環としての色彩に対する取組みは、緒についたばかりというのが現状である。

3－2 既往色彩マニュアルの特徴と問題点

(1) 既往色彩マニュアルの特徴

ここでは、これまでに都道府県により策定された色彩マニュアルの主要なものを選び出し、その特徴についての分析を行なった。

分析にあたっては、景観形成政策のなかでの色彩マニュアルの位置づけ、適用の対象、取り扱っている施設、色彩の選定方法等の観点から、色彩マニュアルを類型化して、その特徴を明らかとすることとした。

なお、分析対象とした色彩マニュアルは、14件であり、色彩マニュアルとして独立して取りまとめられているもの、景観形成ガイドライン等の中で比較的具体の記述があるものを選定した。

各都道府県の色彩マニュアルの特徴をとりまとめ、次表に示す。

<色彩マニュアルの施策的位置づけ>

景観施策における色彩マニュアルの施策的位置づけという観点からみると、景観条例の有無と色彩マニュアルの策定内容に関係がみられる。分類した色彩マニュアルのうち、景観条例を有する県は13で、景観条例を持たないのは北海道のみであった。

都道府県の施策として、景観条例を有する県の場合は、県の色彩マニュアル・指針といった内容となっているが、景観条例を持たない北海道の場合には、市町村が色彩マニュアル等を策定するための手引きとして、策定の手順や方法等が提示されている。これは、具体的な色彩計画は、市町村に委ねるというスタンスである。

なお、景観条例を有する13県のうち、景観形成基準の1項目として色彩について記述しているものが7件、景観形成基準を補完する独立した冊子としているものが6件である。

<色彩マニュアルの適用対象>

色彩マニュアルが適用される対象を公共と民間の別で分類してみると、明確に公共事業が対象である2件以外は、届出行為や大規模建築物等、民間事業を主たる対象としたものがほとんどである。これは、景観条例に基づく景観形成基準、色彩マニュアルであるため、民間への指導・助言がその役割となるからである。

<取扱い施設>

独立した冊子としてとりまとめられている色彩マニュアル6件において、色彩コントロールの対象として取り扱われている施設は、建築物（屋根・壁）が6件、工作物（煙突・広告塔等）が4件、舗装・ストリートファニチャーが1件となっている。

建築物、工作物が多いのは、色彩マニュアルの適用対象が民間であり、民間で行なわれる事業のほとんどがこれらの施設であるためである。道路などの公共施設に関する記述は、景観条例に基づく公共事業景観形成指針等の中で、抽象的な表現で記されている場合が多い。

■都道府県策定既往色彩ガイドプランの特徴

都道府県名・ガイドプラン名	景観条例の有無	適用対象	景観形成の目標像
北海道 快適な色彩景観づくり 1994策定	なし	特定なし	記述なし
秋田県 届出行為景観保全基準色彩ガイドライン 1997策定	秋田県の景観を守る条例 (1993)	民間(届出対象行為)	記述なし
福島県 会津フレッシュリゾート地域景観・色彩ガイドブック 1997策定	福島県リゾート地域景観形成条例 (1987)	大規模行為	記述なし
滋賀県 ぱれっと滋賀／美しい湖国の風景を守り育てるための色彩ガイドライン 1995策定	ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例 (1984)	民間(大規模行為、建築物) 公共	記述なし
鳥取県 鳥取県色彩ガイドブック／色彩作法集 1997策定	鳥取県景観形成条例 (1993)	民間	記述なし
熊本県 くまもとカラーガイド／色彩景観ガイドライン 1996策定	熊本県景観条例 (1987)	民間(大規模行為、建築物) 公共施設	熊本県景観条例で指定された各景観形成地域の景観形成イメージ
宮崎県 宮崎県における自然環境に調和した建造物色彩について 1980策定	自然環境の保護と創出に関する条例 (1973)	特定なし	記述なし
秋田県 秋田県リゾート景観形成ガイドライン 策定	秋田県の景観を守る条例 (1993)	民間、公共	リゾート構想のテーマに基づいた景観形成の目標と重点地区別目標
栃木県 栃木県都市景観形成ガイドプラン 1993策定	とちぎふるさと街道景観条例 (1989)	公共、民間	都市景観形成のためのテーマ
群馬県 公共事業等景観形成指針 1994策定	群馬県景観条例 (1993)	公共	「群馬県景観形成基本方針」に基づく景観形成の基本目標
埼玉県 公共事業景観形成ガイドブック 1992策定	埼玉県景観条例 (1989)	公共	「埼玉県公共事業等景観形成指針」に基づく景観コンセプト
埼玉県 大規模建築物等の景観形成ガイドライン 1990策定	埼玉県景観条例 (1989)	民間(大規模建築物)	記述なし
茨城県 景観形成基本方針 1995策定	茨城県景観形成条例 (1994)	民間(大規模行為)	美しく、優れた景観の保全・創造をテーマとした4項目
広島県 大規模行為景観形成ガイドライン 1992策定	ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例 (1991)	民間(大規模行為)	「広島県景観形成基本方針」に基づく景観コンセプト

用途・利用目的	取扱い施設	色彩選定の規範	規定色彩・範囲	色表記の方法
市町村のための色彩基準 ガイドプラン策定の手引き／道民への啓蒙	建築物／道路付属物／サイン／バス停／橋梁等	環境色彩調査による建築物の色彩	なし	マンセル
条例に基づく大規模行為等の色彩基準	建築物、工作物	樹木・晴天の空等自然物の色彩、周辺建築物の色	彩度による範囲規定（6以下）、周辺景観への影響に配慮した明度	明度・彩度
条例に基づく建築物の色彩の手引き	建築物	環境色調査に基づく森林の色彩・建築物の色彩・住民アンケートによる地域景観イメージ	推奨色（地域毎の基調色、準基調色、屋根色を提示）	マンセル
建築物の色彩設計の手引き	建築物	環境色彩調査に基づく地域の建築物の色彩	推奨色・敬遠色（地域別）	マンセル
県景観形成条例に基づく公共事業・民間事業の色彩選定の手引き	建築物、ペーブメント、ストリートファニチャー、サイン、広告物	環境色調査による自然環境（山、水、石、土等）、建築物の色彩	推奨色（ベースカラー、サブカラー、アクセントカラー、屋根）	独自の表示体系（色彩作法）
県景観条例に定められた地域、地区、行為等の色彩設計に対する手引き	外壁、屋根、建具、広告物	環境色彩調査に基づく周辺環境や自然の色彩（緑と土・石）	推奨色（基調色、屋根色、補助色・アクセント色）と配色	日本塗料工業会標準色 独自の表示体系（くまもとカラートーン）
自然環境の保護と創出に関する条例に基づく色彩基準	建造物	意識調査結果	推奨色（ハイペールトーン、オフホワイト）、面積効果・カラーバランスへの配慮	色名（白、アイボリー等） マンセル
リゾート形成にあたっての景観配慮のよりどころとなる指針、行政・事業者・住民への啓蒙	建築物、外壁、防護柵、標識ポール、街路灯、防雪柵、信号機、屋根	リゾート地域の環境色および開発テーマや地域特性から導き出されるイメージカラー	推奨色（基調色、準基調色の範囲を地区別に提示）	マンセル
市町村計画、公共事業推進のための整備方針、県民への啓蒙	特定なし	地域の基調となる地色	色彩とトーンのまとまり	色相・トーン
事業者や関係者に対する、公共事業推進のための指針、景観形成の誘導	建築物、道路・河川構造物、広告物、工作物、	地域イメージ・周辺環境	基調色は自然環境の彩度・明度を考慮した設定	彩度・明度
県民への啓蒙、公共施設等の整備事業者への「公共事業等景観形成指針」に基づいた解説	建築物	周辺景観の色彩	基調色として、無彩色か低彩度色（3以下）、アースカラー	明度・彩度
整備事業者への大規模建築物・工作物の計画にあたっての配慮事項の提示	外壁、屋外施設、工作物	周辺景観・自然景観による色彩	基調色（彩度約3、明度約8・6・4）	明度・彩度
県、市町村、民間事業者に対する景観の保全・創造のための指針、県民への啓蒙	建築物、屋上施設	周辺景観、自然景観の色彩	彩度6以下	彩度
民間事業者、市町村の担当者、県の実務担当者への大規模行為の計画、実施にあたっての配慮事項	建築物、工作物、地形の外観・土地の区画形質の変更を伴う行為	周辺景観・自然景観による色彩	落ち着きのある色調、無彩色または素材色	日本工業規格

<規定された色彩と選定の規範>

景観条例を有する県が策定した色彩マニュアルにおいて規定された色彩について見てみると、以下のような特徴が見られる。

地域色指定……特定の色を明示 = 6 件

色彩の範囲指定……明度・彩度を数値で提示 = 6 件

色彩選定の方向性提示……調和の手法の提示 = 1 件

特定の色を明示する場合、県土をいくつかのエリア（景域等）に分け、各エリア毎の地域色、テーマカラー等を明示している。この地域色を示している色彩マニュアルは、いずれも独立した冊子であり、景観条例に基づく景観形成基準をより具体化する役割を担った内容となっている。

色彩の範囲を指定する場合は、景観条例に基づく景観形成基準等との内容としてとりまとめられたものであり、エリア区分ではなく、明度・彩度上限の数値を概ねの目安として示すに留まっている。

また、これらの提示された特定の色や範囲を選定するための規範は、主に調査結果によっているものが多い。

環境測色調査 街並み等周辺の景観 = 10 件

緑・土・空等自然 = 9 件

県民意識調査 イメージカラー、嗜好等 = 2 件

以上のことから、これまで都道府県で策定されてきた色彩マニュアルは、「民間への指導助言を目的として、調査による地域色を定め、建築物や工作物に適用する」ものが主体であることがわかる。

(2)既往色彩マニュアルの問題点

前項において概観した既往の色彩マニュアルの問題点を、良好な景観形成の観点から大別すると以下の3点に集約することができる。

①本当の意味で規範となり得ないものを規範として扱い、それに基づいた色彩選定を行っている。

多くの色彩マニュアルでは、地域の環境色彩調査結果を基に、推奨する色彩の範囲や具体的な色を提示している。この推奨色を選定する際、規範となる色彩として地域の街並みの色、あるいは、緑や土等の自然の色等を取り上げる例が多い。

〈時代の流れとともに移ろう街並みの色彩〉

街並みの色彩は、伝統的な集落を除けば、わが国では時代の変遷とともに変遷していくものである。西欧のように歴史的なものに謙虚な国民性がある国柄では正しいアプローチであるとも言えるが、わが国ではそもそも規範色足り得るか問題が多い。

〈規範色として有用な樹林の色彩〉

樹林の色彩は、季節的な変化は有するものの、長い時間でみれば基本的に変化しないものとして規範色足り得る。わが国の場合、植生分布には地方による大差はあまりなく、樹林の色彩は基本的に既知であると言える。その意味では、あらためて地区毎に調査を行う必要性は、さほど高くはない要素であるといえるが、その調査結果については、地域による色彩範囲の違いを強調しようとするためか、街並みの色彩ほどは規範として利用されていない。

〈時代や個人の嗜好に左右される住民意識調査〉

調査の一環として住民意識調査やSD法等の意識分析を行っている例もあるが、個人の嗜好の傾向を導き出すに過ぎず、人々の価値観もまた時代により揺れ動くものであるため、色彩選定の規範とはなり得ない。さらに言えば、一般に景観の色彩に関する意識が薄いわが国の状況では、調査実施が意識喚起のための一つの方法とはなっても、その結果には色彩選定の拠り所となる要素を見出すことはできない。

②対象となる施設の形・大きさ・素材と無関係に色彩だけを選定している。

多くの色彩マニュアルに見受けられる視感測色等の色彩採取を目的とした調査は、色彩理論による分析でしかその結果が導き出されない。その結果に基づいて色彩選定を行うことは、施設の規模や形状、素材等の景観形成の要素を無視せざるを得ない。

しかし、施設には色彩があると同時に、形があり、大きさを有し、ある素材を用いている。これらは、施設設計のプロセスの中でトータルで検討されるべき景観形成の要素である。

③どんな景観にするか（景観の目標とする姿）を飛び越えて色彩だけを決定している。

「どんな景観とするか」という目標像を持つことは、良好な景観形成を図るうえで必要な観点である。

既往の色彩マニュアルは、上位の景観条例や景観計画を受けて策定されているものが多いが、色彩の選定にあたっては、調査によって抽出された地域の環境色と調和させることが目標となってしまっているものが多い。

これは、景観形成における色彩の役割と限界を正しく認識せず、本来、景観形成の一部であるべき色彩だけを単独で扱っていることに起因するものである。また、設計主体たる民間に対する指導、助言というスタンスであること、そして密接な関係にあるはずの施設形態や規模等と色彩が、それぞれ独立した指導、助言項目となっているという性格に起因するものであるともいえる。

この結果、色彩は定めたものの、本来の目標である良好な景観形成に結びついていくかは疑問の残るところである。

山形県公共施設等色彩デザインマニュアルの策定について

本マニュアルは、平成10年～11年度の2カ年にわたり、山形県景観形成検討委員会の意見を踏まえながら作成したものです。

山形県景観形成検討委員会委員名簿

会長 水島 孝治 東北芸術工科大学教授

委員 日原 もとこ 東北芸術工科大学教授

委員 阿子島 功 山形大学人文学部教授

委員 相羽康郎 東北芸術工科大学教授

委員 本間利雄 建築家

委員 山本善行 山形県土木部長

委員 横山五良右衛門 山形県企画調整部長

(佐々木 克樹)

委員 佐々木 克樹 山形県文化環境部長

(武田 浩一)

委員 小山信夫 山形県農林水産部長

[悪七幸喜]

顧問 中村良夫 京都大学教授

顧問 堀繁 東京大学教授

顧問 斎藤潮 東京工業大学助教授

[] は平成10年度の委員

() は平成11年9月からの委員

山形県公共施設等色彩デザインマニュアル

平成12年1月策定

編集 山形県土木部管理課建設計画調整室

(株)プランニングネットワーク

発行 山形県土木部管理課建設計画調整室

(☎023-630-3138)

「ゆとり都山形」<http://www.pref.yamagata.jp/>

E-mail kanri@mx3.mesh.ne.jp

山形市松波二丁目8番1号